

第125号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第8号右欄中「建築物に係る事務」の次に「（建築基準法第97条の2第1項の規定により置く建築主事がかさどることとなる事務に係るものに限る。）」を加え、「及び安来市（浜田市、益田市、大田市及び安来市にあっては、建築基準法第97条の2第1項の規定により置く建築主事がかさどることとなる事務に係るものに限る。）」を「、安来市、江津市及び雲南市」に改め、同表第31号右欄中「松江市」の次に「、浜田市」を加え、同表第36号左欄中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)から(14)までを(8)から(13)までとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第36号左欄の改正規定は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第8号の規定（江津市及び雲南市に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）に基づきなされた届出その他の行為に係る事務の処理について適用し、施行日前に同条例に基づきなされた届出その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際農地法（昭和27年法律第229号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法に基づき知事

に対してなされた申請その他の行為のうち、改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務で施行日以後においては浜田市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、それぞれ浜田市長のした処分その他の行為又は浜田市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。